

令和7年度

指定管理者管理運営状況評価結果報告書

令和7年12月

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会



## 1 はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等が行うことができる制度であり、民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としたものである。

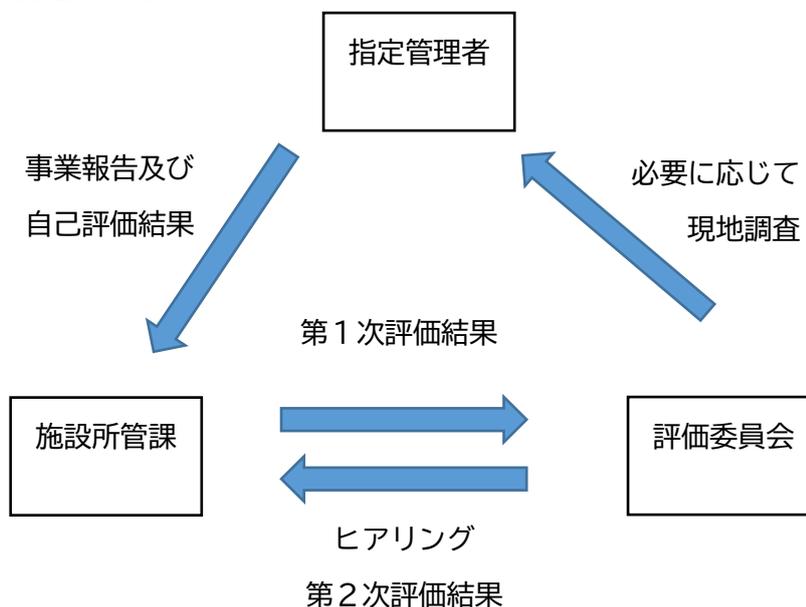
真鶴町においては、現在、次の6施設に指定管理者制度を導入している。

施設名	所管課	指定管理者名	指定期間
真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設	保険福祉課	公益社団法人 地域医療振興協会	R5.4.1～R10.3.31
訪問看護ステーション真鶴	保険福祉課	公益社団法人 地域医療振興協会	R5.4.1～R10.3.31
真鶴町国民健康保険診療所	保険福祉課	公益社団法人 地域医療振興協会	R5.4.1～R10.3.31
ケープ真鶴	産業観光課	株式会社新世紀商事	R2.4.1～R7.3.31
真鶴魚座	産業観光課	株式会社はまゆう	R1.7.3～R7.3.31
真鶴駅前駐輪場	総務防災課	一般社団法人 真鶴町観光協会	R4.7.1～R9.6.30

真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、真鶴町指定管理者管理運営状況評価委員会規則（平成29年真鶴町規則第2号）に基づいて、町長の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営を評価することで、その適正化を図り、制度導入効果を一層高めるための組織である。

## 2 評価の方法

平成29年12月策定「指定管理者管理運営状況評価マニュアル」に基づき、評価は、「指定管理者自らによる自己評価」、「施設所管課による第1次評価」及び「評価委員会による第2次評価」の3段階で行う。



自己評価及び第1次評価は、おおむね次の10項目を標準項目とし、施設所管課が配点を決め、各項目をA～Fまでの6段階で評点し総合評価を行い、「指定管理者管理運営状況評価シート」にまとめることにより行う。

評価委員会は、当該評価シート、決算書、事業報告書その他資料の提出を施設所管課から受け、当該課へのヒアリング、現地調査などを行うことで第2次評価を決定する。

その後、評価結果を取りまとめるとともに、「指定管理者評価結果報告書」として報告することとした。

評価項目	評価視点
① 設置目的の達成	施設の設置目的や管理の基準は達成されたか。
② 平等な施設利用	施設利用は公平に行われたか。
③ 施設情報の発信	施設の情報を積極的かつ分かりやすく発信したか。
④ 個人情報保護	個人情報の保護は適切か。
⑤ 適切な施設管理	協定書等に沿って、施設の管理は適切に行われたか。
⑥ 危機管理体制	災害、事故等の緊急時の連絡体制、マニュアルは整備されているか。
⑦ 職員の教育	職員の資質向上のため、研修等が行われているか。
⑧ 効率的な運営	経費節減や増収に向けた努力は行われたか。
⑨ 利用増進の取組	利用促進に向けて効果的な取組を行ったか。
⑩ 指摘事項の改善	前年度の指摘事項は改善されたか。

項目評価		
A	良い	目標（計画）を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている。
B	↑	目標（計画）を上回る管理運営がなされている。
C	普通	目標（計画）どおりに適正な管理運営がなされている。
D	↓	目標（計画）を下回る管理運営がなされている。
E	悪い	目標（計画）を大幅に下回る管理運営がなされている。
F	不適切	不適切な管理運営がなされている。

総合評価ランク		基準（100点）	基準（90点）
優	管理運営が要求水準を達成し、かつ優れている。	90点以上	81点以上
良	管理運営が要求水準を達成している。	75点以上	67.5点以上
可	管理運営が適正である。	60点以上	54点以上
否	管理運営に改善が必要である。	60点未満	54点未満

### 3 評価結果

今回は、指定管理者制度を導入している全施設の令和6年度の運営状況について評価を実施した。なお、真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）及び訪問看護ステーション真鶴については連携事業であるため、まとめて評価を行った。

#### (1) 真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設（ナーシングホーム真鶴）及び訪問看護ステーション真鶴

(指定管理者：公益社団法人地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	C	C
② 施設利用のし易さ	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 地域との連携	C	B	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 職員体制の充実	C	C	C
⑨ 利用増進の取組	C	B	B
⑩ 指摘事項の改善	C	C	C
	総合評価	可 (64)	可 (64)

総合評価は「可（64点）」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

令和2年4月から、町に適した「地域密着型サービス」を開始して5年目となり、利用者数は安定していることは評価できる。しかし、昨年度と同様に利用者の介護度が低いため、月ごとの登録者数の増減について、その要因を事業者と共に分析することを求める。

個人情報保護については、新システムの導入により情報の保護や業務の効率化が進められている。また、利用者アンケートも実施され、概ね満足しているとの意見がある一方で、改善点等の指摘もあり、更なるサービス向上が求められている。

同指定管理者が一体として管理する国民健康保険診療所をはじめとして、地域との連携を更に強化し、生活サポート体制の構築に一層努めるよう望む。

(2) 真鶴町国民健康保険診療所

(指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	B	B
② 施設利用のし易さ	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 地域との連携	B	B	B
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 診療体制の充実	C	B	B
⑨ 利用増進の取組	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (68)	可 (68)

※前年度指摘事項なしのため、総合評価を 100 点換算とした。

総合評価は「可 (68 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

昨年に引き続き、感染対策を講じた上での発熱外来の対応や訪問診療を積極的に実施し、地域の「かかりつけ医」としての役割を果たしている。また、「町の保健室」の定期活動や中学生を対象とした出張授業、医師によるピアノ演奏やお話し会、さらには減塩PR活動などを通じて、地域住民との積極的なコミュニケーションを築いている点も評価できる。さらに、健康診断に予約制を導入したことで利便性が向上し、利用増進に繋がっていることも評価できる。

今後も、地域医療の拠点としての重要な役割を果たしていただけることを期待している。

(3) ケープ真鶴

(指定管理者：株式会社新世紀商事)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	B	C
② 平等な施設利用	C	C	C
③ 施設情報の発信	B	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	E	E
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	B	B	C
⑨ 利用増進の取組	B	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (62)	否 (57)

※前年度指摘事項なしのため、総合評価を 100 点換算とした。

総合評価は「否 (57 点)」であり、指定管理者の管理運営は改善が必要である。

好評を博している屋外テラス席でのBBQやビアガーデン、さらには初日の出営業を実施したことで利用者数の増加につながり、観光振興に寄与した一方で、施設の清掃などが行き届いていない現状も見受けられる。美しい自然や景観が魅力であるケープ真鶴において、清掃や手入れの不足は観光客の満足度を低下させ、リピーターの減少を招く要因となる。さらに、施設の印象が悪化することにより、観光客からの口コミや評価も下がり、ほかの潜在的な訪問者にも悪影響を及ぼす可能性がある。上述の理由により、適切な施設管理運営に改善することを指摘事項とする。

今後、更なる施設情報の発信や清掃業務の強化に加え、観光客にとってより魅力的な環境を整え、地域活性化と観光振興の観点から取組を進めることを強く望む。

(4) 真鶴魚座

(指定管理者：株式会社はまゆう)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	B	B	C
② 平等な施設利用	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	B	B	B
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	B	B	B
⑧ 効率的な運営	B	B	B
⑨ 利用増進の取組	B	C	C
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (68)	可 (66)

※前年度指摘事項なしのため、総合評価を 100 点換算とした。

総合評価は「可 (66 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

昨年に引き続き、テラスキャンプBBQやテイクアウト、真鶴の地物のインターネット販売、アンケート結果を踏まえたメニューの入れ替えなどを実施し、前年度比で利用者数は減少したものの増収となっている。さらに、使用する食材については真鶴産を優先しており、水産業の振興にも寄与している点も評価できる。

今後も観光協会や町などと連携を強化し、観光全体を考慮した誘客活動を継続して実施していただきたい。

(5) 真鶴駅前駐輪場

(指定管理者：一般社団法人 真鶴町観光協会)

評価項目	自己評価	所管課	評価委員会
① 設置目的の達成	C	C	C
② 平等な施設利用	C	C	C
③ 施設情報の発信	C	C	C
④ 個人情報保護	C	C	C
⑤ 適切な施設管理	C	C	C
⑥ 危機管理体制	C	C	C
⑦ 職員の教育	C	C	C
⑧ 効率的な運営	C	B	C
⑨ 利用増進の取組	C	B	B
⑩ 指摘事項の改善	—	—	—
	総合評価	可 (64)	可 (62)

※前年度指摘事項なしのため、総合評価を 100 点換算とした。

総合評価は「可 (62 点)」であり、指定管理者の管理運営は適正であると認められる。

観光案内業務やレンタサイクル事業等との兼務により、効率的な運営が実施されており、特にレンタサイクル事業はインターネット予約を導入したことで利用者数も増加し、また、物品販売についても前年度と比較して収入が増加している。この事業の目的でもある放置自転車等の防止にも寄与している点も評価できる。

委員会からの指摘事項としては特にはないが、今後も指定管理者と町が密に連携し、アンケート結果などの利用者の声を共有しながら、観光全体も考慮した上で自転車等利用者の利便性向上に努めていただきたい。

## 評価委員

委員長	熊谷 輝美（公認会計士）
委員	小島 史朗（社会保険労務士）
委員	青木 繁（一般公募町民）
委員	上原 裕康（真鶴町商工会）
委員	朝倉 久泰（真鶴町国民健康保険運営協議会）

